

# 住宅防音工事におけるガイドライン

現在、防音工事において工事依頼者と施工者の間に防音に対して理解に差があるケースや誤った防音工事設計が散見されます、そのため工事完了後に工事結果に対して不満が発生する場合があります、この問題を解消していくことが一般社団法人住宅防音協会の主旨です。

平成 26 年 9 月

一般社団法人 日本住宅防音協会

## 第1条.目的

本ガイドラインは主として一般的な住宅を対象とした防音工事のトラブルを回避することを目的とする。

## 第2条.防音設計指針

防音工事において不適当な建材の使用や、施工者の思い違いによる誤った設計施工を起因とするトラブルを回避する為の指針を示します。

### 床部

集合住宅等でよくみられるのが木下地の二重床上に遮音床材を使用する工法ですが、既製遮音床材は相当厚のスラブの上に施工することにより表示された遮音性能を発揮するので木組下地、コンパネ捨て貼り等の上に遮音フローリングを施工することを避ける設計に留意する。

### 窓部

窓部では空気伝搬、およびコインシデンスの影響に留意しつつ二重窓にすることが有効と考えられますが単にペアガラスを用いるのは防音目的には最適とは言えず、目的に則したガラスの使用、二重窓の間隔を検討する事は当然としてその上で、サッシ枠と壁の取り合いの設計に留意する。

### 壁天井部

単純な壁・天井下地に対して石膏ボード等を多重張りまたは異厚ボード多重張り及び壁空間内にウール等を充填しても特段に遮音性能の向上は見込まれず、防音間仕切り壁を計画する場合は壁下地の構造的な固体伝播対策を重視した設計に留意する。

### 換気部

十分な換気量と防音性能に留意した換気設備を備える事に留意する。

### ドア部

目的に合った建材を選択し正しい施工要領で取り付ける事に留意する。

### エアコンスリーブ、コンセント、スイッチ部

壁開口部となるので気密性を高め音漏れを防ぐ設計に留意する。

### 給配水管

静音に配慮した建材を選択し正しい施工要領で配管する事に留意する。

間取り、設計全般

防音工事設計者は音のエネルギー伝搬特性を十分理解し定在波が発生しにくい空間比率を検討する事など専門的な設計を提案する事が望ましい。

### 第3条.施工現場環境の説明

防音工事の依頼者は完全に音を遮る工事を期待しがちです。

しかし建物の構造や周囲の環境によっては、依頼者が求める防音工事を完成することが困難な場合、その旨を依頼者に明確に伝える事も最も重要な事項のひとつになります。

### 第4条.防音要旨の理解と共有

一般的に依頼者は音の減衰量を数値から想像することが難しいと考えられますので音響、防音建材メーカーのモデルルーム等で体感もしくは適切な機材を使って減衰後のイメージを理解し、施工者と旨趣を共有することが非常に重要となります。

### 第5条.重要事項説明

当協会では工事請負契約までに依頼者に対し、計画する防音工事について出来る限り専門用語を避けた書面を作成し、防音工事重要事項として説明することを推進しています。依頼者がよくわからない、納得できない内容があるときは、設計者はその内容を解消する事に努めなければなりません。

説明すべき重要な事項とは施工場所の該当する環境、防音工事の目的、計画減衰数値及び具体的な測定方法などとなります。

測定箇所の選定には音の抜けやすい開口部、特に防音に気を使いたい箇所に重点を置き依頼者の不利にならないように配慮する。

測定には以下の事柄を記す事が望ましい。

イ測定者の名称及び所在地

ロ測定場所

ニ測定時間

ホ測定結果

### 第6条.防音工事契約書

契約書には防音工事完成の判断基準を明記し、またその判断基準に満たない場合の対応方法を明記する事が望ましい。

## 第7条.工事管理

防音施工中、重要な箇所は写真撮影等で記録に残し完成時に提出できるよう準備することが望ましい。

## 第8条.完成検査

契約書、重要事項説明書に基づき定結果を書面に表し提出し工事完了とする。

## 第9条.当ガイドライン適応除外

防音工事の途中で予期できない環境の変化が発生した場合は前条の限りではない。

## 第10条.その他

音響については主観的要素が多くかかわる為、指針は設けない。

## 附則

本ガイドラインの定義

このガイドラインの定義の基本となる単位、数値他は以下のとおりである。

### 1 環境基準

※環境省 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

### 2 防音レベル及び測定方法

※J I S A 1418-1 建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法

第1部 標準計量衝撃源による方法

※J I S A 1418-2 建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法

第2部 標準軽量衝撃源による方法

※J I S A 1419-2 建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法

第2部 床衝撃遮断性能

※日本建築学会推奨測定基準 建築物の空気音遮断性能の測定方法

※J I S A 1417 建築物の空気音遮断性能の測定方法

※J I S A 1419-1 建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法

第1部 空気音遮断性能

本ガイドラインは必要に応じて予告なく加筆訂正を行うものとします。